

## 島本町住民福祉審議会 要点録

(令和2年2月12日作成)

1	会議の名称	令和元年度 第3回 島本町住民福祉審議会		
2	会議の開催日時	令和2年1月15日(水) 午後2時～午後3時10分		
3	会議の開催場所	島本町役場 3階 委員会室	公開の可否	(可)・一部不可・不可
4	事務局(担当課)	健康福祉部福祉推進課	傍聴者数	3名
5	非公開の理由 (非公開(会議の一部 非公開を含む。)の場合)	(この欄は斜線で消す)		
6	出席委員	明石会長、足立委員、伊藤委員、小田委員、草野委員、後藤委員、 杉本委員、中村(智)委員、中村(民)委員、三宅委員  <span style="float: right;">(以上10名)</span>		
7	会議の議題	案件1 「第4期島本町ひとり親家庭等自立促進計画」策定に係るアンケートについて 案件2 「第4期島本町ひとり親家庭等自立促進計画」の素案について 案件3 その他		
8	配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・資料1 島本町ひとり親家庭等自立促進計画 ひとり親家庭等アンケート調査報告書(案)</li> <li>・資料2 「第4期島本町ひとり親家庭等自立促進計画」(素案)</li> </ul>		
9	審議等の内容	別紙のとおり		

# 令和元年度 第3回 島本町住民福祉審議会 要点録

(令和2年1月15日(水)開催)

## 開会

### 会 長

ただいまから、令和元年度第3回島本町住民福祉審議会を開催する。委員の出席状況の報告をお願いする。

### 事務局

本日は10名の委員が出席している。島本町住民福祉審議会条例第6条第2項の規定により、委員の過半数が出席していることから、本日の会議が成立していることを報告する。なお、1名の委員が退任され、現在の委員の総数は16名となっている。

また、今回も、次期「ひとり親家庭等自立促進計画」の策定業務を委託している業者に出席をお願いしているので、あわせて報告する。

### 会 長

配布資料の確認をお願いする。

### 事務局

配布資料を確認する。

(事務局から配布資料の確認)

### 会 長

本日、3名の傍聴の申し出がある。島本町住民福祉審議会の会議の公開に関する要綱第4条に基づき、傍聴を許可することに異議はないか。

(「異議なし」の声)

### 会 長

異議がないため、傍聴を認める。

(傍聴者入室)

### 会 長

傍聴者は傍聴要領を守り、傍聴するようお願いする。

## 案件1 「第4期島本町ひとり親家庭等自立促進計画」策定に係るアンケートについて

### 会 長

「案件1 『第4期島本町ひとり親家庭等自立促進計画』策定に係るアンケートについて」を議題とする。事務局から説明をお願いする。

## 事務局

(資料1に基づき、説明)

## 会長

質問や意見はないか。

## 委員

26ページ【世帯収入でまかなわれている最も多いもの】で、半数以上が「無回答」となっている。答えたくないのか、収入を得ていると思われたくなくて「無回答」にしているのか。せっかく調査をしているのに、もったいないと思った。

また、69ページ『自由記述』で「いろんなことに疲れています。(父子)」とあった。父子の意見は少なく、男性は相談しにくいのかかもしれないが、とても心配になった。母子の方が多いが、このような意見も参考にして父子の方に対しても、今後対応を考えていただければと思う。

## 事務局

26ページ【世帯収入でまかなわれている最も多いもの】については、25ページ「問16 あなたの世帯の収入は、何によってまかなわれていますか？(○はいくつでも、最も多いもの1つに◎)」の「最も多いもの」の詳細であり、25ページで92.7%の人が「あなたの就労収入」と回答しているとおおり、答えたくないということではない。26ページは「最も多いもの」として「◎」が付けられた回答の集計であり、「○」は付けられていても、「◎」が付けられていないため、結果として「無回答」が多くなっている。

父子からの意見については、無記名でのアンケート調査のため、特定することができない。こちらからアプローチすることは難しいが、相談があれば、相談員を含めて、施策や他の担当課につながるなど、きちんと対応していきたい。

## 委員

アンケートは無記名なので、行政からのアプローチはできないということはもっともであるが、68ページの『自由記述』に「中学入学時に入学準備のための貸付の相談を電話でしましたが、転職するように簡単に言われました。余計に精神的に痛めつけられました。(母子)」という意見がある。以前から、実際に相談があった場合に、どれだけ親身に相談に乗っていただけなのかと感じていた。個人で状況が違うので、その人に合ったアドバイスが必要である。役所仕事として片づけるのではなく、親身になってその人にアドバイスして、寄り添うことは難しいのか。

## 事務局

『自由記述』の内容については、具体的なことやいつのことかがわからないが、当然、相談に来られた際は、役所仕事ではなく親身になって対応するようにしている。一方、制度の内容に関することになる、どうしても役所仕事として聞こえてしまう部分があるかもしれない。他の制度を紹介するなど、少しでも印象を変えることができればよいと思っている。

例えば、前回の審議会でも意見があったように、決められた時間はあるが、事前に聞いていれば、時間外でも対応しているところである。ひとり親家庭の相談に限らず、窓口業務として気をつけていきたい。

#### 委員

住居費に困っている方が町営住宅への入居を希望されていると聞く。なぜ、町営住宅の募集が2年1回になっているのか。

#### 事務局

町営住宅は、あくまでもあき家待ちの募集で、登録順1番のくじを引いても、あき家が発生しないとその権利が消えてしまい、改めて抽選ということになる。以前は、1年に1回の募集であったが、権利を活かすため、2年に1回となったと聞いている。

#### 会長

町営住宅は絶対数が少なく、あき家がないと入れないということになる。府営住宅は、大量にあき家がでることがあり、ひとり親・障害者・高齢者は、一般の枠とは別に抽選を行っていることから、比較的入りやすくなっているようである。

19ページ「問12-3 仕事を見つけるために役立った情報源・機関などはどれですか」で、「インターネット」が4割近くと、仕事を探すツールが変わってきている。医療機関での医師や看護師などの採用も、ほとんどインターネットで求人を行っていると聞いており、かなりIT化が進んでいると思う。他の自治体では、フェイスブックなど6～7種類の媒体を使ってアクセスできるようにしているところもある。町全体の情報化の話になるが、住民の方のスマートフォンやパソコンを使ったアクセスを考えると、IT化、ICT化を進めていかなければならないのではないかと感じた。

### 案件2 「第4期島本町ひとり親家庭等自立促進計画」の素案について

#### 会長

「案件2 『第4期島本町ひとり親家庭等自立促進計画』の素案について」を議題とする。事務局から説明をお願いします。

#### 事務局

(資料2に基づき、説明)

#### 会長

質問や意見はないか。

## 委員

39ページ「2. 情報提供の充実」に関して、アンケート調査報告書（案）29ページでは、養育費確保に関して法律が改正されたことを「知らない」という方が7割近くとなっている。自分で確認することが大切ではあるが、法律や支援の内容が変わった場合、対象者となる方に個別にお知らせを配ることはできないか。案内を送ったり、ホームページや広報を見るように促したりすることができればいいと思う。

## 事務局

12ページ「(2)情報提供の充実」「①広報・ホームページ等を活用した情報提供の充実」で、「各種窓口でひとり親家庭の支援制度等の必要な情報を確実に入手できるよう、児童扶養手当やひとり親医療費助成の申請時などに、情報提供や母子・父子自立支援員の紹介などを行っています。」としており、「②養育費の確保のための支援」でも「養育費の確保や各種支援制度の利用などについて、必要な助言を行う」など、現在も対応しているところであるが、広く知っていただくために、児童扶養手当の案内を送る際に資料を1枚追加するなど、できることを対応していきたい。

## 会長

ひとり親家庭の施策は熱心に行っていると思う。

先ほどのアンケート調査報告書（案）の報告において、施策との関係を説明されていたが、計画素案をみると、どこにどのように反映されたのかがわかりにくいのではないか。例えば、39ページ「2. 情報提供の充実」「②養育費確保のための支援」に「情報提供を行います」とあるが、アンケート調査結果報告書（案）では、「養育費の確保について知らない」が7割近くとなっており、アンケートはアンケート、計画は計画というように、つながりが見えにくい。

## 事務局

第3期計画から継続する部分は、施策を変更せずに実施していくということもあって、アンケートと計画の結びつきが弱い部分があるかもしれない。ご指摘があったところの文言を修正し、アンケート調査結果と計画がつながるよう、パブリックコメントの実施までに、文言を工夫して、修正したい。

## 会長

例えば、アンケート調査報告書（案）39ページで、子どもの悩みは、「学力・進学」が最も多くなっているので、計画においてこのように進めるというような記載を考えていただきたい。第3期計画から継続していく部分もあるが、第3期計画で課題となったことを洗い出し、第4期計画でこのように展開するというようにしなければならないのではないか。

## 委員

第3期計画からの連続性とアンケート調査との関連については、第2章の「第3期ひとり親家庭等自立促進計画の進捗・達成状況」と「アンケート調査から見た課題」が該当するので、冒頭か末尾に、第3期計画で残された課題やアンケート調査から特に必要とされている施策などのまとめに関する内容を入れ、それらに関して第3章・第4章の施策に反映したという文言を入れると、連続性などについて解消すると思う。

## 会長

いいご意見をいただいた。

## 委員

38ページ「⑦法律相談の実施」の担当が「福祉推進課」となっており、福祉推進課で法律相談を実施していると思ったが、12ページ「⑦法律相談の実施」には「社会福祉協議会に委託」と記載されている。37ページ「③生活困窮者自立支援法に基づく相談支援」では「（社会福祉協議会に委託）」と記載されているので、同じように記載したほうがいいのではないかと。

## 事務局

取組内容の欄の【】は町の担当課を示しているが、すべての事業をその担当課が実施しているわけではない。ご指摘のあったところは、「社会福祉協議会に委託」に記載を修正する。

## 委員

島本町に引っ越してきてまもなく離婚したため、知り合いがおらず、よく町の相談を利用した。最初は、女性相談に行き、養育費の相談もできると聞いて、弁護士の無料法律相談も利用した。仕事の転職についても、役場の方にハローワークの出張相談を教えてもらい、相談した。職員の方は親身になって対応してくれたと思う。

## 会長

寄り添って相談に対応してもらえたということで、他に困っている方があれば、町に相談するように勧めただけだと思う。

## 委員

相談を勧めても「役場は…」と言われる。役場やふれあいセンターの相談窓口は、時間が決まっていて行けないため、1人で悩んでいる方がたくさんいると思う。子どもが小学校などに行っている時間は仕事やパートをしており、子どもが帰ってきたら家事や掃除・洗濯をしなければならないので、インターネットで愚痴を言い合うことしかできない。

## 会 長

なかなか聞けない生の声を聴かせていただいた。アンケートでも、「昼間は役場に行けない」という意見もあった。時間的な余裕がなく、相談しに行く時間をとれないという方もおられるので、町でもどのような支援策がいいか検討していただきたい。窓口に行くことができないのであれば、例えばSNSなどのツールでコミュニケーションがとればいいのか。

## 委 員

民生委員児童委員から役場につなぐこともできる。民生委員児童委員という役をしている人がいるということを知っていただいて、ぜひ頼っていただけたらと思う。

## 委 員

アンケート調査報告書（案）66ページ『自由記述』で、所得制限についての意見が何件か出されていた。収入がアップすると、手当や補助が減らされるということであったが、税の控除額などは町で決められることなのか。

## 事務局

『自由記述』で書かれているような、児童扶養手当などの控除額については、国の制度になっているため、町で決められることではない。

20ページに記載しているとおおり、税法上の寡婦（夫）控除を受けられない未婚のひとり親家庭については、平成28年度から税控除のみなし適用を行い、あまり適用件数はないが、保育所や幼稚園及び学童保育室の使用料などの負担軽減を実施している。税法で決められている寡婦（夫）控除は、市町村で変更できるものではないが、「未婚のひとり親家庭」は、寡婦（夫）控除が受けられず、不利益であるという議論があり、本町では国の制度改正に先駆けて平成28年度からみなし適用を行っているところである。来年度からは税制度が改正され、全国一律に「未婚のひとり親家庭」が寡婦控除の対象に加えられることになっている。

## 案件3 その他

### 会 長

その他の案件として、事務局から何かあるか。

### 事務局

（今後のスケジュールの説明）

### 会 長

本日のみなさんからの貴重なご意見や庁内の各課からの意見を踏まえて修正することだが、修正の確認は会長一任ということによろしいか。

（「異議なし」の声）

会 長

それでは、私と事務局で修正箇所を確認させていただく。  
これにて閉会とする。

<閉 会>